

養育費に関する提言について

平成 30 年 8 月 27 日

一般財団法人 全国母子寡婦福祉団体協議会
鉄崎 智嘉子

養育費の支払いについては「離婚当事者への周知啓発の強化や、国による養育費の立替え払い制度などを創設されたい」ことを常に要望しております。

この養育費問題については、当事者しか声を挙げられないのではと思い、この度の委員会において提言いたします。子どもの貧困対策の最大の解決要因は、親の経済的自立と提言して参りましたが直近の調査においては母子世帯の半数近くが貧困層に位置しており、母子家庭の母等が「真の自立」に辿り着くには、ほど遠い状況であります。働いても経済的に自立できる収入が得られないという、いわゆるワーキングプアと呼ばれる状況は深刻であり、母子家庭の母等は子育てと仕事を両立させ安定した生活を送るために、必要な収入を得ようとしても、正規で働く場所もなく、求人もない状況です。

一方、就労収入以外で母子家庭等の生活を支える養育費の現状は、平成28年に実施された全国ひとり親世帯等調査からもわかるように、8割の世帯が養育費を受け取っていません。支払われていない事については様々な理由がありますが、養育費の未払い問題は貧困の大きな要因になります。

「経済的ゆとり＝精神的なゆとり」であるように、現在の雇用形態では経済的な自立は出来ません。そこで、要望のとおり養育費の確保に国として離婚当事者への啓発活動にもっと力を入れて頂き、扶養義務者としての自覚をしっかりと持ち、確実に支払って頂ければ貧困率なども改善すると考えます。

別紙資料の通りどの国も、国が責任をもって子どもの生活保障につながる取組をしております。日本では、離別等をした一方の養育費不払い問題を取り上げ、民法上では扶養義務として定めており、家庭裁判所を通じて養育費の取り立て「強制執行」ができますが、これは非常に本人の労力が必要となり毎日忙しく働いている母等にはとても実行できないのが現実です。

国の立替え払い制度を本格的に考える時期に来ているのではないのでしょうか。ひいては子どもの幸せにつながり貧困対策の一助になる事だと信じております。

また、大阪府としても「養育費確保制度」の諸外国の取り組みについて調査し、改めて国に要望する予定であると聞いております。

国と自治体との協力のもと一日も早い法の整備を願います。

諸外国における養育費確保制度の有効性について

平成30年8月27日

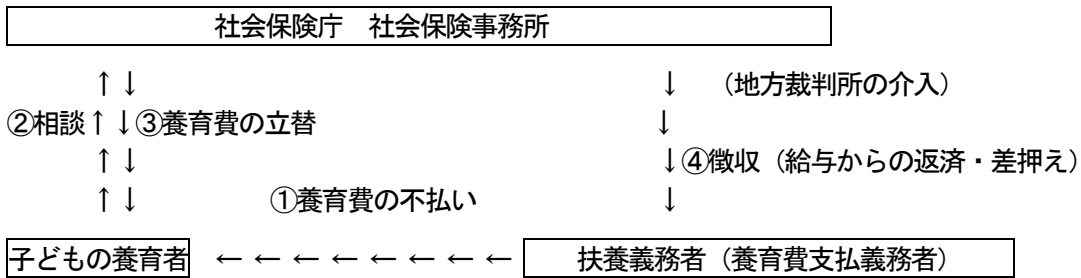
一般財団法人 全国母子寡婦福祉団体協議会

鉄崎 智嘉子

諸外国における養育費確保制度の有効性について（諸外国の制度のまとめ）

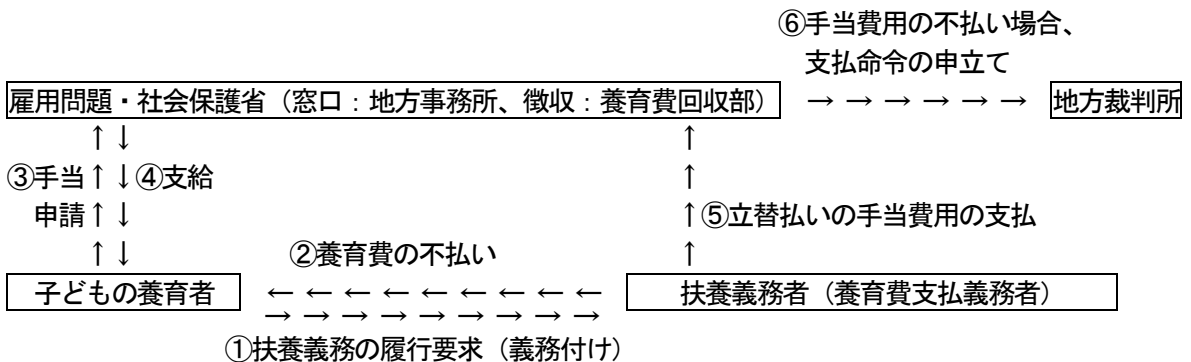
■スウェーデン

- ・養育費援助法において、養育費は基礎控除・子どもの数などによって算定することが明文化
- ・養育費援助法において、扶養義務者が扶養費を支払わない場合、国（社会保険事務所）が養育者にその一定割合を立替え支給
- ・国（社会保険事務所）は、扶養義務者から不払分全額を徴収し、扶養義務者に差額を支給
- ・国（社会保険事務所）において養育費に関する相談から徴収までワンストップで実施



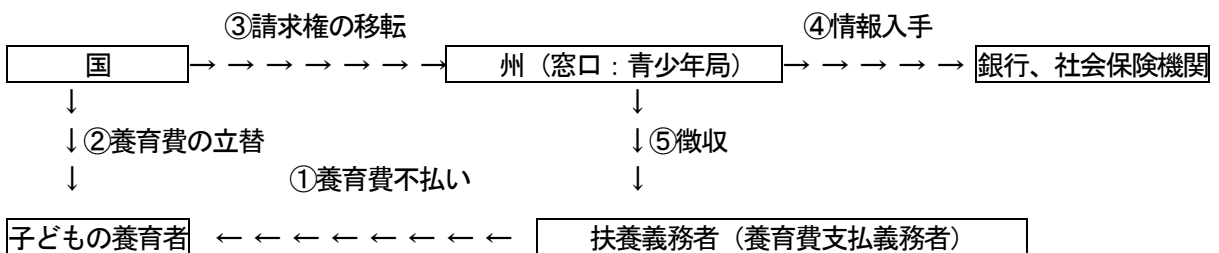
■アイルランド

- ・「ひとり親家族手当」の申請時に、扶養義務者に義務の履行要求が義務付けられている。
- ・不履行があった場合、「雇用問題・社会保護省」が養育者の立替払い、地方裁判所の判断のもと徴収
- ・ひとり親家庭手当制度として、養育費確保にかかる申請窓口から徴収までワンストップで実施



■ドイツ

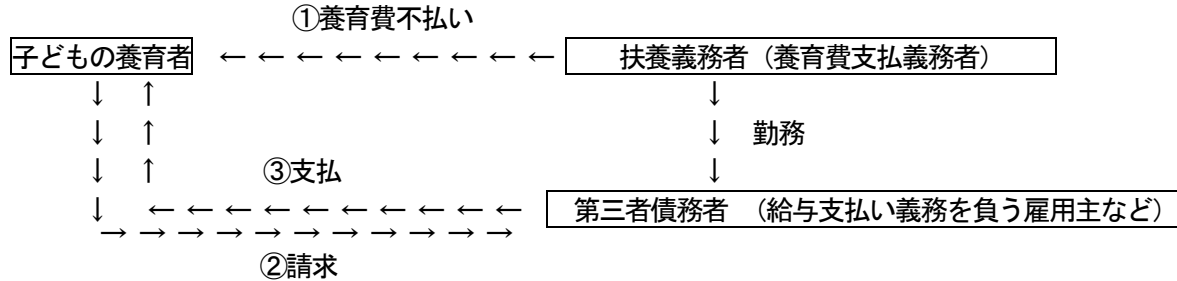
- ・養育立替払法に、離婚によるひとり親家庭の子どもについて両親に扶養義務があることが明確であり、養育費の最低養育料が定められている。
- ・養育費が法に定める最低養育料に満たない場合、国が不足分を支給し、州が養育者から徴収
- ・離婚後も両親ともに子どもへの扶養義務を負うことが明文化
- ・養育費は、現物給付と金銭給付の合算
- ・「養育費立替払制度」の財源は、国 60%、州 40%で負担



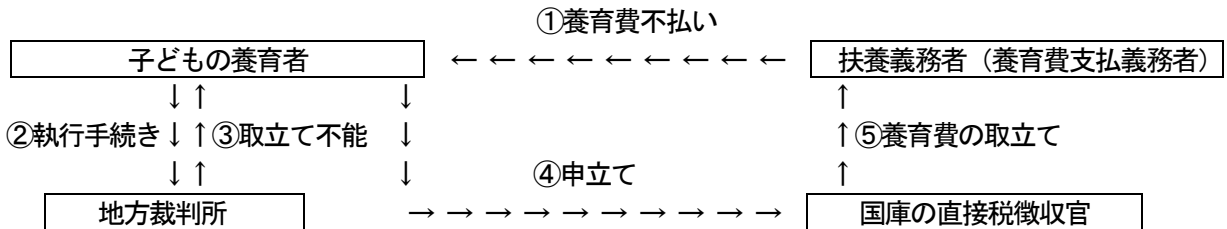
■フランス

- ・民法典に原則共同親権であることが規定されており、養育費（扶養定期金）の形態について定められている。
- ・養育費（扶養定期金）は、①直接支払い制度、②公的取立て制度、③家族手当金庫による前払いとして家族支援手当の給付制度の3つの取立て制度がある。

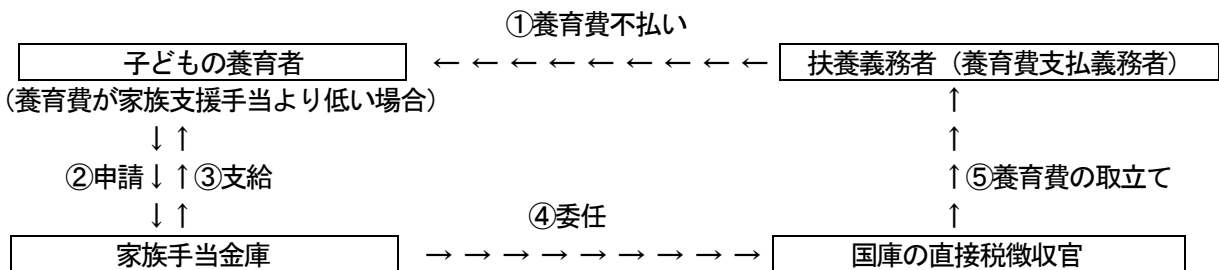
①直接支払い制度の場合



②公的取立て制度の場合



③家族手当金庫による前払いとして家族支援手当の給付の場合



■台湾

- ・民法により、養育費は親子相互間の「扶養費」という概念で統一
- ・台湾家事事件法により、養育費（扶養費）の分担は裁判所が給付方法を決定
- ・強制執行法による財産開示に非協力的な場合、勾引、拘留、居住移転の制限などの人的執行を実施

【参考】日本の制度

- (現行) 民法において、養育費は子の監護に必要な事項として夫婦間の協議で定めることとされており、
- ・協議が整わないとき又は協議することができないときは家庭裁判所がこれを定めることとされている。
 - ・民法が適用される債権は強制徴収権がなく、履行されない場合は民事執行法による手続きにより裁判所に強制執行を申し立てる。

